

# 軍用墓地の戦後史

——変容と維持をめぐって——

原 田 敬 一

〔抄 録〕

陸軍墓地・海軍墓地（正式には海軍葬儀場）を総称して軍用墓地と言う。軍用墓地は、平時の軍人を埋葬する墓地として出発したが、その後の戦争によって戦没者を埋葬する墓地ともなり、さまざまな追悼行事が行われた。一九四五年八月一五日敗戦によって戦争が終わったことで、その戦後処理が問題となる。こうした墓地の状況や事情は、長らく不明であり、歴史の中から消えてい

たが、それらは近年掘りおこしが進んできた。新発見の公文書を解読し、その推移を検討し、戦後の追悼のあり方を考えるのが本稿の課題である。

キーワード 軍用墓地、追悼、戦後処理

## はじめに

戦前、全国各府県に設けられ、維持され、戦後も多くは存続した、陸軍墓地と海軍埋葬地について、筆者は現状調査と史料研究を、ここ数年行ってきた。それらの旅もほぼ終わりに近づいたので、戦後の状況についてまとめることにより、今後の具体的展望を考えるのが本稿の課題である。

これまでの現状調査と史料研究は、次の小論七編を参照していただきたい。

- A 「万骨枯る空間」の形成——陸軍墓地の制度と実態を中心に——  
佛敎大学『文学部論集』第八二号、一九九八年三月
- B 陸海軍埋葬地制度考 大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』所収、清文堂、一九九八年一二月
- C 軍隊と戦争の記憶——日本における軍用墓地を素材として——佛

教大学『総合研究所紀要』第七号、二〇〇〇年三月

D 公的追悼空間論——戦没者問題をめぐって——『新しい歴史学の  
ために』第二三八号、二〇〇〇年六月

E 軍用墓地と日本の近代『ヒストリア』第一七二号、二〇〇〇年九  
月

F 大英帝国の戦争——博物館・墓地・追悼碑——佛教大学『総合研  
究所紀要』第八号、二〇〇一年三月

G 死ぬということ——追悼の詩——拙著『国民軍の神話——兵士に  
なるといふこと』第三章、吉川弘文館、二〇〇一年九月

ささやかな研究を通じて、いくつか新たに提起したことがあるので  
確認しておきたい。

第一は、「軍用墓地」という用語である。法令上の用語としては、  
陸軍は、陸軍埋葬地、後に陸軍墓地と呼んだ。海軍は、一貫して海軍  
葬儀場と呼ぶ。両方を総合した場合どう呼ぶのがふさわしいのか。  
「軍人墓地」という言い方が、現在の研究者の中にあり、民俗辞典な  
どに採用されているものもあるが、これは村々が独自に作った村出身  
兵士をまとめた墓地の名称として使われるのに限定し、陸軍と海軍が  
設置、維持、管理の責任を持っていた墓地という性格を考慮して、  
「軍用墓地」という名称がふさわしいと提起した（拙稿E）。その後  
発見された横須賀市所蔵の公文書（後掲【史料5】参照）にも、戦後  
の呼称であるが、「旧軍用墓地」と記されているので、やはり「軍用  
墓地」を用語として使うことを再び提起する。

第二は、全国一覧についてである。拙稿C一二一〜一二三頁に「全

国軍用墓地一覧（現在）」を掲げて、陸軍墓地六八ヶ所、海軍埋葬地  
八ヶ所、合計七六ヶ所の「所在記録」（一二三頁）として発表した。

これは、「真田山靖国霊場維持会」の保管文書の中から発見された公  
文書に従って作成したものである。しかし、これも横須賀市所蔵公文  
書の発掘によって訂正された。いずれも政府の調査によるものだが、  
数に食い違いが出来たのは、戦後陸海軍省からの引継が正常には行わ  
れず、一九四六年の調査は、地方世話部を通じた現地からの報告に頼  
っていたからだと思われる。数の食い違いは、戦後の軍用墓地継承、  
祭祀などの管理に地方ごとの食い違いをもうんだわけで、そのことの  
解明も今後の課題である。

全国一覧が発見される前に、残っているかどうか不明な軍用墓地の  
全国踏査という無謀な試みを行ったのは、筆者が初めてだと思われる  
が、各地の「軍用墓地」の存在は地元には知られており、気づいた研  
究者の先駆的な調査報告も発表されている。管見の限りであるが、発  
表年次別に掲げて、今後の研究の資としたい。

①筆者不明「馬門山」、記念誌編集委員会編『大津郷土誌』刊行会、  
一九八一年一月。【馬門山海軍墓地】

②小田康徳「和歌山藩交代兵制度の成立と崩壊——近代兵制確立過程  
における和歌山藩藩政改革の意義」、『和歌山地方史研究』第五号、一  
九八二年一月。【真田山陸軍墓地】

③志岐叡彦「佐世保東山海軍墓地墓碑誌」東山海軍墓地保存協力会、  
一九八八年八月。【佐世保海軍墓地】

④空辰男「軍港と陸軍墓地と歴史的責任」、同『加害基地字音——新

しいヒロシマ学習』汐文社、一九九四年七月。【広島陸軍墓地】

⑤本康宏史『軍都』と民俗再考——祈願と慰霊を中心に——(二)、『

石川県立博物館紀要』第九号、一九九六年三月。【金沢陸軍墓地】

⑥長崎県郷友会『佐古梅ヶ崎招魂社 佐古梅ヶ崎墳墓 沿革概要』雪

下紀八郎、一九九六年七月。原著は、在郷軍人会が一九三九年一月に

刊行。その後一九六〇年三月(長崎市郷友会)、一九六八年一〇月

(同)と復刻されたものを、雪下氏が一九九六年に復刊された。雪下

紀八郎編刊『埋葬者名簿』一九九七年三月、という詳細な調査報告書

もある。【静岡陸軍墓地】

⑦村瀬隆彦『陸軍墓地をめぐる石造物』、『静岡の文化』第四八号、一

九九七年。【真田山陸軍墓地】

⑧西島昇『上町台地——真田山陸軍墓地「男たちの挽歌」』、『別冊関

学文芸』第一六号、一九九八年四月。【真田山陸軍墓地】

⑨横山篤夫『真田山陸軍墓地の成立と展開について』、『地方史研究』

第二八一号、一九九九年一〇月。【真田山陸軍墓地】

⑩堀田暁生『真田山旧陸軍墓地について——西南戦争より前に建てら

れた墓石』、渡辺武館長退職記念論集刊行会編『大坂城と城下町』思

文閣出版、二〇〇〇年一二月。【真田山陸軍墓地】

⑪小松津代志『辺要 対馬・杵岐防人史』自衛隊対馬警備隊、二〇〇

一年二月。【対馬・厳原・鶏知陸軍墓地】

また、インターネット上で写真や感想を公表されている方もおられ

るが、省略する。

## 一 陸軍省・海軍省廃止によって

陸軍墓地・海軍埋葬地という軍用墓地は、それぞれ師団・鎮守府な  
どが維持管理に当たってきた官立墓地であった。戦前の官立墓地には、  
内務省の管轄に移されていた「官軍墓地」があるが、それは別稿で検  
討する。ここでは軍用墓地が維持管理者である軍隊を失ったとき、ど  
のように変容を余儀なくされたのかを、いくつかの公文書からたどる  
のが目的である。

これまでにこの点を究明した論文は、大原康男「戦後の忠魂碑」  
(同『忠魂碑の研究』一七一〜一九七頁、暁書房、一九八四年七月)  
が唯一と思われる。本稿は、新しく発見された公文書を利用し、その  
視点についても異なった分析を行う。これらの公文書を史料として今  
後共有するため全文を引用する。

日本政府は、一九四五年八月二八日の閣議で、陸海軍所属の土地、  
施設等一切の国有財産を、現状のまま総括的に大蔵省に引き継ぐこと  
を決めた<sup>1)</sup>。同年一〇月末には、各事務分掌官は、移管財産調書を作成  
し、国有財産台帳を添えて、所轄の地方財務局長に引き継いだ<sup>2)</sup>。

土地や施設は大蔵省に移管されても、軍用墓地の管理をどうするか  
は、別個に解決されねばならない課題であった。管理にあたってきた  
各部隊の所属する陸軍省・海軍省が、一九四五年十二月一日に廃止さ  
れると、それら軍用墓地の管理維持が問題となった。

両省廃止に先立ち、同年一〇月二五日陸軍省副官から、次の通牒が  
出された(大原一七二頁)。

【史料1】陸軍墓地ノ移管、忠霊塔ノ処理、及び日本忠霊顕彰会ノ監督ニ関スル件

昭和二十年十月二十五日

一、陸軍墓地ハ厚生省（軍事保護院）ニ移管ス。コレニ伴フ国有財産ノ移管手續ハ別途措置ス

二、支那事変及び大東亜戦争等ニ於ケル陸軍関係死者ニシテ未ダ合祀アラザル分ノ処理ハ左記ニヨル

1 現ニ部隊ニ保管シアル分骨又ハ分髪ハコレヲ市町村（最寄又ハ遺族ノ希望スル市町村）忠霊塔ニ納付ス

2 爾後到着スベキ遺骨、遺髪ハ遺族ニ交付シ市町村忠霊塔ニ

分骨（髪）ヲ納付ス。但シ忠霊塔未建設ノ市町村ニアリテハ将来合同墓石（忠霊塔）ヲ建設スル如ク日本忠霊顕彰会ヲシテ指導セシム

三、在海外忠霊塔ニ納付シアル分骨（髪）ニシテコレヲ内地ニ還送セルモノハ適宜ノ位置ニ祭祀スル如ク措置ス

四、日本忠霊顕彰会ニ対スル監督

忠霊顕彰会ノ主務監督庁ハ厚生省トス

陸海軍省が廃止される直前である一九四五年一〇月の時点で、陸軍省は、

①陸軍墓地の厚生省移管。厚生省内の軍事保護院が管理する。

②従って引き続きいて国有地として維持される。

③日本忠霊顕彰会は、全国市町村に建設済みの忠霊塔を管理指導する機関として継続し、主務監督庁は厚生省とする。

④いまだ合祀されていない分骨や分髪は、市町村忠霊塔に納める。  
⑤未建設の忠霊塔の場合は、将来「合同墓石（忠霊塔）」を建設するよう、日本忠霊顕彰会が指導する。

⑥海外の忠霊塔から持ち帰ってくる分骨・分髪は、「適宜ノ位置ニ祭祀スル」。

という六点を指示している。これは、陸軍墓地も忠霊塔も、遺骨収納施設として存続させる、という意思の表明であった。アジア太平洋戦争末期には、遺族のもとへも陸軍墓地へも納める余裕のないため部隊や近くの寺院等に預けたままの遺骨が多く、それらが解決されないで敗戦を迎えたため、以上のような措置が考えられたのである。

## 二 陸軍墓地現況調査と政教分離問題

しかし、この措置は①厚生省——軍事保護院の管理、という最初の石で躓いてしまう。一九四五年二月二日軍事保護院は廃止され、一般に開放された国立病院と国立療養所を管理する保護院と医療局に改組されたのである<sup>3)</sup>。そこで、各地の作業も滞った。次の【史料2】は、翌一九四六年五月二日の公文書であるから、陸軍省副官通牒の約六ヶ月後であるが、指示はあったが具体化されなかった、と述べている（「二、移管先」の項）。

【史料2】 阪世留遺第九九号

陸軍墓地現況調査ニ関スル件回答

昭和二十一年五月二日

復員監部御中

大阪地方世話部

陸軍墓地現況調査ニ関スル件左記ノ通り回答

左記

一、場所及埋葬概数

名称	場所	埋葬概数
真田山陸軍墓地	大阪市東区真田山	一三三二四柱
信太山陸軍墓地	大阪府泉北郡和泉町黒鳥	二七九柱
高槻陸軍墓地	高槻市真上	八〇柱

二、移管先

昭二〇・一〇・二五陸軍省通牒ニ依リ陸軍墓地ハ厚生省ニ移管サ

ルベク指示アリタルモ具体化スルニ至ラズ 爾後部長会同ニ於テ

地方庁へ更ニ靖国会へ移管ナル予定ナルモ未タ制式ノ決定ヲ見ズ

現在世話部ニ於テ管理シアリ

但シ地方庁ニ移管サルゝ指示アリタル際地方側ト懇談ノ結果目

下ノ所維持財団ヲ創設之ノ維持ヲ計ル如ク概ネ決定シアリ

三、移管後ノ維持要領、特ニ財団ノ関係維持費

右記ノ如ク移管先未ダ決定セザルタメ本項ニ関シテハ判明シアラ

ズ

四、将来ニ於ケル移管後ノ陸軍墓地ニ対スル地方世話部ノ関連ノ

程度

靖国会ニ移管決定後ト雖モ之ノ維持管理ハ世話部ガ地方庁内ニ入

ルモノトセバ引続キ当部ニ於テ行フモノト判断セラル

五、移管業務ヲ通ジテ知得セル関係地方団体等ノ陸軍墓地ニ対ス

ル態度其他参考トナルベキ事項

地方団体ハ地方庁ニ移管サルゝニ当リテノ懇談ノ際ニ於テハ積極  
的ニシテ熱意ヲ有シアルモ維持費ニ困難ヲ感シアリ

且戦災ニ依リ一部損傷ヲ蒙リアル墓地ニ対シテハ之ヲ申受ノ前ニ

修理ヲ希望シアルニ付清掃、修理、例祭ノ挙行後移管スルヲ可ト

セン

六、分骨ノ処理及忠霊塔ニ関スル概況

分骨ハ終戦後一定ノ時期ヲ決メルコトナク遺族ヨリノ希望アリタ

ル場合之ヲ纏メ逐次合葬シアル状況ナリ

忠霊塔ハ現在顕彰会ヲ創設シ之ノ維持ヲ計リアリ

この公文書は、陸軍軍人の復員を担当している大阪地方世話部と、

その上部機構である復員監部との陸軍墓地をめぐるやりとりである。

この二つの機関は、第一復員省の地方機関である(図)。まず一九四

六年四月頃(二、三月かもしれないが)、中部復員監部から、各府県

の地方世話部は、詳細な「陸軍墓地現況調査」を求められている。項

目は【史料2】に挙げられたものだが、項目だけを整理すれば、次の

ようになる。

①陸軍墓地の場所及び埋葬概数

②移管先

③移管後の維持要領。特に財団の関係維持費

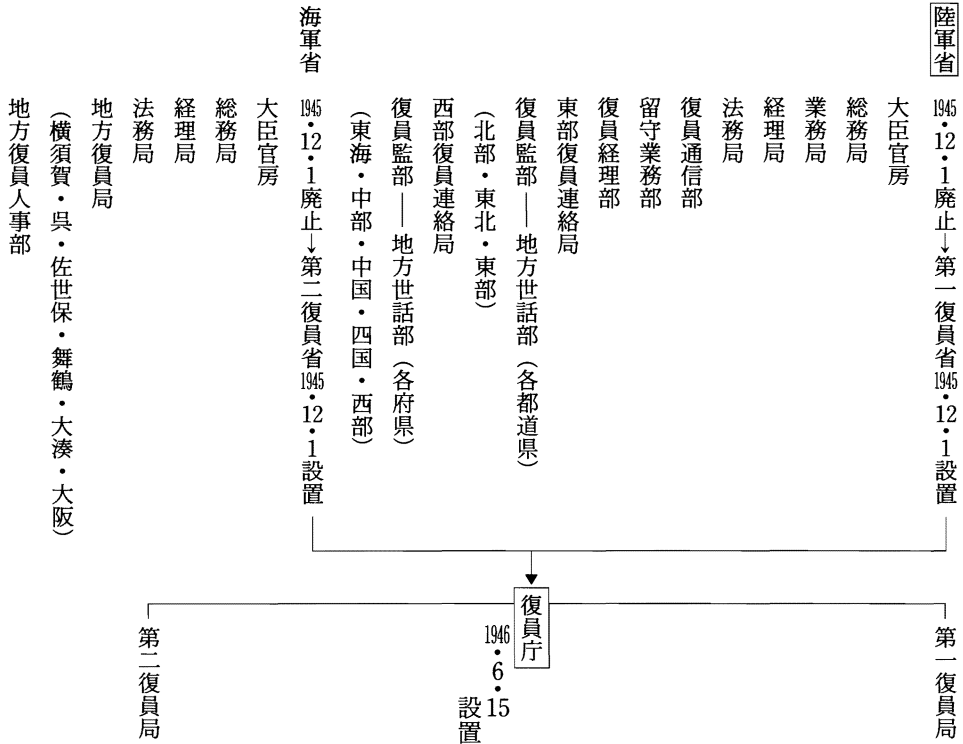
④将来に於ける移管後の陸軍墓地に対する地方世話部の関連の程度

⑤移管業務を通じて知り得た関係地方団体等の陸軍墓地に対する態

度、その他参考になるべき事項

⑥分骨の処理及び忠霊塔に関する概況

復員機構



この項目の建て方に依れば、府県によっては、すでに移管したり、そのために財団を創設したところもあるようだ。大阪でも、忠霊塔の維持のために「顕彰会」を既に創設していたようである。この忠霊塔がどれなのかわからないが、「一、場所及埋葬概数」に記載されている三箇所の陸軍墓地の内、信太山陸軍墓地だけは忠霊塔形式になっているから、この維持のための「顕彰会」をさしているのかもしれないが、一昨年の地元関係者の聞き取りでは「顕彰会」は現存していない。また、地方世話部は、陸軍墓地以外に、市町村の忠霊塔の情報もつかんでおり、戦没者追悼業務を一手に引き受けていたと考えられる。この半年間の事情は、先にも指摘したように「二、移管先」の項で判明する。

①一九四五年一〇月二五日の陸軍通牒は、厚生省移管を指示したが、大阪では具体化されなかった。

②そこで、現在は大阪地方世話部で管理している。

③「部長会同」では、まず「地方庁」へ、さらに「靖国会」へ移管を予定しているが、「未夕制式ノ決定ヲ見ズ」。

④以前に地方庁に移管するという指示のあった際、「地方側」との懇談では、「維持財団ヲ創設之ノ維持ヲ計ル如ク」「概ネ決定」している。具体化できなかった事情は不明だが、主務監督庁の問題であろう。

現在管理している「地方世話部」は、第一復員省の地方機関であり、かつての陸軍省の後継機関が依然管理していたことがわかる。③はよくわからない。地方世話部は各府県に設置されたので、彼らの会議を指しているものと理解するのが合理的であろう。本省である第一復員

省の「部長会同」ではないだろう。依然として管理をせざるを得ない各府県の地方世話部は、彼らの会議で、「地方庁」つまり各府県へ移管案を作る。これは、地方世話部を都道府県庁に移す腹案があり、そのことと関連する。実際に、一九四六年六月一日、復員庁官制が公布され、第一・第二復員省が復員庁の第一・第二復員局となると、地方復員人事部と地方世話部は合併の上、地方長官の管理となった。<sup>3)</sup>

各府県は、「靖国会」への移管を予定している。府県の側でも、「維持財団」創設計画が合意されている。これらは、政教分離と関係がある。この公文書の三ヶ月後、同年八月に終戦連絡事務所総裁から発された公文書に「公葬戦歿者取扱ひ忠霊塔等に関する件」があり、一九四六年時点における政教分離の捉え方が判明する。静岡県御殿場市蔵であり、宛先も「終戦連絡名古屋事務局長」となっているが、発信者と文面から考えて全国に出された公文書だと考える。

【史料3】昭和二十一年八月十六日 終戦連絡中央事務所総裁  
終戦連絡名古屋事務局長殿

公葬戦歿者取扱ひ忠霊塔等に関する件

標記の件に関し司令部側と折衝の結果、今後左記要領により取扱ふことに意見の一致を見た。右に関しては正式に総司令部の承認を経た上、主管省から地方長官宛訓令発出の筈であるから念の為通知する。ついでは今後各方面からの問合せに対しては之により然るべく取計はれたい。

記

一、政教分離の原則を徹底する建前から、今後国家機関及び公共

団体が葬儀其の他宗教的行事を行ふ事は一切廃止する。私的に行はれる葬儀その他の祭祀に対して公の機関の干与し得る限界は左記により判断されたい。

(イ) 国家機関又は公共団体は死亡者を表彰するために全く宗教的要素を有しない祭祀を行ひ得る。例へば、警察署で僧侶、牧師、神職などの参加なしに殉職警官の表彰式を行ふ如きは差支へない。(ロ) 公民として功績あつた者、又は公民としての義務遂行中に死亡した者(軍事的功績又は義務を含まず。以下同様)の葬儀に際し、公金を以て弔慰金、又は花環を贈呈すること、又は公の名目に於て弔電、弔文を呈する事は差支へない。(例へば大臣の弔電、村長の弔辞など)

〔中略——原引用のまま〕

二、戦歿将兵を名譽を以て迎へることについては司令部もよく諒承するところである。唯最近戦歿将兵の葬儀又は遺骨の出迎へなどが、軍国主義的宣伝の機会として利用された事例が一、二に止まらない。戦歿将兵に対する敬意表明も度を越すと軍国主義讚美に陥り易い。故に戦歿将兵の為の一切の祭祀は宗教上のものたる与否とを問はず、公の機関が主催し、又は後援してはならない。従つて既述の公民としての義務遂行中に死亡した者の葬儀に際し、公の機関の行ひ得る弔意表明も戦歿将兵に対しては適用されない。又国民学校教師が英霊出迎の為生徒を引率して停車場に趣つい、或は村長が各戸に国旗掲揚を命ずるなどは避くべきである。私の団体、遺族会、個人等が戦歿将兵の為に葬儀其の他の祭祀を行ふ事

は自由である。但し、過度の行事は軍国主義宣伝となる虞があるから差控へねばならない。

三、忠霊塔其の他戦歿将兵の為の祈念碑に関しては、既存のものは当分の間之を撤去、又は破壊する必要はない。又修理、維持の為の既存の資金も支出して差支へない。但し、碑文が軍国主義的又は超国家主義的の字句を含むものは此の限りでない。又、既存の忠霊塔に対する過度の敬意表明も差控へるべきである。例へば、学校又は教師が生徒に忠霊塔の修理や清掃を促すやうな事は避くべきである。新に建造する事は禁止する。公私如何なる団体でも、又個人でも公民として功績あつた者、又は公民としてこの義務遂行中に死亡した者のために記念碑、又は銅像を建立して差支へないことは勿論である。

本信送付先 各終戦連絡地方事務局長

（御殿場市役所高根支所所蔵「高根須走役場昭和二十一年軍事援護」、「静岡県史」資料編21、近現代六、一九九四年三月）

終戦連絡中央事務所総裁からのこの通知の後、同年一月一日内務次官文部次官通牒・宗第五一号「公葬等について」が出された（大原一七七―一七八頁）。大原氏は、これが「政教分離の見地から」発せられたのではないという意見を示している（同）。

一月の文部省・内務省通牒は「公葬等について」であり、一般的な公葬のありかたについての指示であるが、それを予告した八月の終戦連絡中央事務所通牒は、「公葬戦歿者取扱ひ忠霊塔等に関する件」となっており、両者の関連を考えると、軍国主義排除を目的とする

「戦歿者取扱ひ」が主題であつて、その関連で「公葬」や「忠霊塔」などに言及しているものといえよう。その限りでは大原氏の意見は妥当である。ただ「戦歿者取扱ひ」の基準は、政教分離であつたことは否定できない。政教分離と軍国主義排除は両立している。

【史料3】に示されたような政教分離の原則との関わりで、地方庁は「靖国会」など「維持財団」の創設を企図していたのである。

### 三 第一復員省の指示

ともあれ一九四六年五月初旬に中部復員監部に届けられた「回答」は、第一復員省で検討され、同月下旬には同省扶助業務部長から、大阪世話部長宛に「旧陸軍墓地の維持管理移管に関する件連絡」がなされた（史料4）。内容から見ると、全国の地方世話部長へ発せられたものと推測される。これも、八月の「公葬戦歿者取扱ひ忠霊塔等に関する件」を前触れとして、一月「公葬等について」が出されるのと同様に、占領初期の日本政府の対応は、占領軍との折衝、事前の情報伝達、という経過を経て、主務官庁からの通達という段取りになっている。突然「覚書」が示されるのではない場合、日本側から丹念な折衝があつて、実状に沿つた通達を発せられるようにされていたことがわかる。

【史料4】 復業公第一〇号

旧陸軍墓地の維持管理移管に関する件連絡

昭和二十一年五月二十五日

扶助業務部長

大阪地方世話部長殿



首題の件に関しては諸種の関係で其の処理が延引して居たが各方面の意見に徴し延引するに従ひ各種不都合な問題が惹起する虞もあり亦各地方の事情が非常に異なるので別紙の□□趣旨で速急に処理する様関係方面と折衝中であり近く正式通達の運びになつて居るから内示する

□□墓地管理に関する大蔵省側との関係に就て疑義ある向もあり又師団の復員に当り引継の明確でない所もある様であるが国有財産としての土地建物は既に大蔵省の管轄に属して居るのであるが墓守（清掃、供花等含む）、納骨、祭祀等の維持管理は明確に移管先の定まる迄は当然旧陸軍関係機関の責任であると解するか、此際正式移管に方り不体裁な事や無責任な事があつて非難を受け様な事の□□□□此上共配慮せられ度くれぐれも御願する次第である

尚念の為当方資料による旧陸軍墓地調を添付する

（別紙）陸軍墓地の維持管理移管並に遺骨の処理等に関する件  
次官より内務次官、大蔵次官宛照会（案）

首題の件左記の通り取計はれ度

左記

一、陸軍墓地（墓地内に建設せられてある忠霊塔を含む以下同じ）は都道府県又は地元市町村に無償貸付するものとす  
二、陸軍墓地は自今殉国者墓地（以下単に墓地と略称する）等解消するものとし其の維持管理祭祀は当該都道府県で行ふのを本則とするが夫々地方の実情に應じ要すれば市町村、宗教団体、遺族

会等に於て担当するものとする、此際特定の団体等が維持管理祭祀を担当する場合でも他の団体が其の祭祀に参列し又は祭祀を執行出来るものとする

三、墓地の維持管理祭祀移管に関する細部は現地各復員監部及地方世話部と都道府県等との相互協定に依ることとする

四、現に各地方世話部で保管中の分骨（分髪を含む以下同じ）は遺族の希望する墓地に納骨するものとする

前項実施の為地方世話部長は遺族に就いて其の希望する墓地を調査の上関係地方世話部を通じて当該墓地を維持管理する都道府県等に納骨を依頼するものとする

五、自今還送せられる遺骨に就ては遺族の希望により其の居住地都道府県の最寄墓地に分骨を納骨する手続をなすものとする

（旧陸軍墓地調——省略）

ここで確認されるのは

①第一復員省扶助業務部長が主担となつて、同省次官から「関係方面」である内務省・大蔵省へ「旧陸軍墓地の維持管理移管」について協議が行われ、ようやくまとまりそうなので、「内示」されたこと。

内務省は移管先である都道府県市町村の管轄、大蔵省は国有地の管轄という点で「関係方面」である。両省との協議を経て、五月二四日中央特殊物件処理委員会（軍用地などの戦後処理を担当した協議機関）に提議され、一応の結論となつたうえでの通知であることが、後掲【史料5】によつて判明する。

②地方世話部の墓地管理は、「墓守（清掃、供花等含む）、納骨、祭祀

等」にわたっており、旧来の管理内容と異なっていないこと。

③【史料2】で回答されたような全国の陸軍墓地調査が行われた結果を、「旧陸軍墓地調査」として通知したこと。全部で「七十一ヶ所」の一覧表となっているが、番宅一ヶ所、付属地一ヶ所（やはり番人住居と思われる）、道路一ヶ所、計三ヶ所を含んでいるので、それらを除くと六八ヶ所となる。また、陸軍墓地だけの一覧表であり、海軍葬儀場を一ヶ所も含んでいないので、この間の協議は、第一復員省から内務省、大蔵省との間で進められたことがわかる。同様の「維持管理移管」問題を抱えていたはずの第二復員省⇨旧海軍省は蚊帳の外だったようである。

④「別紙」で示された「陸軍墓地の維持管理移管並に遺骨の処理等に関する件」は、一ヶ月後に通知された蔵国第七二六号「旧軍用墓地の処理に関する件」（後掲【史料5】）に付された「別紙一」の前触れであるが、その異同については、後述する。

#### 四 軍用墓地の戦後処理

いよいよ軍用墓地の戦後処理が決められる。

##### 【史料5】

蔵国第七二六号

昭和二十一年六月二十九日

大蔵次官

内務次官

（宛名欠）殿

旧軍用墓地の処理に関する件

標記の件に関し五月二十四日中央特殊物件処理委員会の議を経て別紙第一の通り決定し関係方面へも別紙第二の通り協力を要請しておいたから、左記事項御留意の上処理せられたい。

##### 記

一、別紙第一に依る処理方法は一応の基準を示したものであるから地方の実状に応じ適切なる処理を実施し不足の紛争を生じない様注意せられたいこと。

二、無償貸付の相手方に就いては財務局長は地方長官並に復員庁現地機関と密接に連絡の上その意見を徴してこれを決定することとし地方の意向を充分尊重すること

三、維持管理、祭祀の担当者に就ては地方長官は財務局長並に復員庁現地機関と密接に連絡の上決定すること。

四、経費は維持管理、祭祀を担当するものが負担すること。

目下靖国神社の氏子団体たる靖国会（仮称）に於ては維持管理、祭祀を担当したい意向があり、右は適当と認められるかこれに就いては更めて同会から貴庁に連絡する筈であるから其の時には然るべく考慮せられたい。

なほ、現に勤務中の維持管理人は維持管理、祭祀を担当するものに速かに引き継ぐ様措置せられたい。

五、旧軍用墓地に余積があつて他に利用し得る時は一般墓地其の他の公共の用途に充てることは差支へがないが、其の際軍用墓地の尊厳を侵さない様利用者に徹底せしめること。

六、遺骨の埋葬は遺族の希望によることとし、引取人の無い遺骨

の埋葬に就いては、維持管理、祭祀の担当者をして復員庁現地機関と密接に連絡せしめて実施すること。

別紙一 旧軍用墓地の処理に関する件

一、旧軍用墓地は都道府県又は地元市町村に無償貸付するものとす。

二、旧軍用墓地の維持管理祭祀は地方の実情に応じ都道府県又は当該地方長官の承認を受け市町村、宗教団体、遺族会等に於て行ふものとする。

特定の団体が維持管理祭祀を担当する場合に於ても他の団体は之が祭祀に参列又は単独祭祀を執行し得ることとする。

三、維持管理を担当する団体は将来還送される遺骨の中旧軍用墓地に埋葬を要するものに付いては、埋葬其の他を実施すると共に旧軍用墓地の尊厳を侵さざる責に任ずるものとする。

旧陸海軍墓地調(省略)

別紙二(欠)

【史料4】復業公第一〇号から【史料5】蔵国第七二六号<sup>5)</sup>に至る一ヶ月の間に、具体化は進み、二つの通達の間には修正が行われ、両者ともに重要な公文書である。判明することをあげていく。

①【史料4】復業公第一〇号は第一復員省、【史料5】蔵国第七二六号は大蔵省・内務省、と発出者が異なっているのは、処理が現在の管理者から、法的な措置も含め国家的レベルで行われたことを物語っている。また、この過程で、第二復員局(六月一五日復員庁設置により

名称変更) 旧海軍省が管理してきた海軍葬儀場も処理対象として含まれることになった。それは、通牒の名称に「軍用墓地」が使われ、「旧陸海軍墓地調」が資料として添付されたこととわかる。蔵国第七二六号の発せられた一九四六年六月二九日が、軍用墓地の戦後史の始まりであった。

②「旧陸海軍墓地調」は、「元陸軍省所管の分」八三ヶ所(二二万九四二五坪)、「旧海軍省所管の分」七ヶ所(三万二六一坪)、計九〇ヶ所(二四万九五六坪)があげられている。

「元陸軍省所管の分」には前述と同じように、番宅一ヶ所、付属地一ヶ所、道路一ヶ所が含まれているので、陸軍墓地は八〇ヶ所となり、軍用墓地の合計は八七ヶ所となる。陸軍墓地の調査も、この一ヶ月の間に進み、一二ヶ所増えている。<sup>6)</sup>

③【史料4】復業公第一〇号の(別紙)「陸軍墓地の維持管理移管並に遺骨の処理等に関する件」(以下、復別と略す。)と、【史料5】蔵国第七二六号の「別紙一 旧軍用墓地の処理に関する件」(以下、蔵国別と略す)が、対応する指示であり、前者の全五項が後者の全三項に圧縮されている。復別第三項(維持管理祭祀移管の細部は関係機関の協定による)、同第四項(現在地方世話部で保管中の遺骨は遺族の希望する墓地に納骨)は、蔵国第七二六号本文に吸収された。

④復別と蔵国別の異なった点は、一点ある。復別が、「陸軍墓地は自今殉国墓地等解消するもの」としたのに対し、蔵国別はその文章を削除したことである。復別の「殉国墓地」が意味するところは明確ではないが、名称からして戦没者など軍人だけでなく、警官や消防士など

公務死亡者の墓地に変換する意図があつたかもしれない。内容はわからないが、少なくとも「軍用墓地」としては「解消するもの」と考えていたが、それは内務省・大蔵省や旧海軍省などとの協議過程で否定され、戦後も維持されることになった。ただ排他的な「軍用墓地」としての存続は意図されず、本文第五条で、「余積があ」る場合、「一般墓地其の他の公共の用途に充てる」ことを許可している。ほとんど実例がないが、大阪市の真田山陸軍墓地では、戦後一九四八年九月二四日「大阪府南河内郡野田村遺族会」が建立した一六九基の墓標がある。<sup>8)</sup> ⑤共通項は、第一に軍用墓地を都道府県または市町村に無償貸付すること、第二に「維持管理祭祀」は、都道府県のほか、市町村・宗教団体・遺族会等で行うこと。この点は、復別では都道府県で行うことを「本則」とし、重んじていたが、大きな違いではない。第三に、ある団体が維持管理祭祀を担当していても、他の団体が祭祀に参列したり、単独祭祀を行うなどを認めること。広く軍用墓地の祭祀を解放することを意味する。第四に、維持管理団体は、「旧軍用墓地の尊厳を侵さざる」こと、つまり旧来の景観を維持することを求められた。

別紙一の指示を含めて、本文六条が大蔵省と内務省の通達である。本文六条の通達は、別紙一の実施方を指示したものであり、それほど大きな問題を示してはいない。別紙一は「一応の基準」であるから、「地方の実情に応じ適切な処理を実施」するよう求めている（第一条）。その原則は、無償貸付の相手方についても、「地方の意向を充分尊重すること」が嚴重に指示されている（第二条）。靖国神社の宗教法人移行とも関連して、氏子団体として「靖国会（仮称）」が準備さ

れ、軍用墓地の維持管理、祭祀にあたりたい意思があつたようであるが（第四条）、これは実現しなかつた。どちらの事情によるものか、今後調査してみたい。

こうして陸軍墓地の戦後史は始まった。なお海軍埋葬地については、厚生省援護局の説明に次のようにある。<sup>9)</sup>

旧海軍墓地は昭和二十年十月末日、他の国有財産と同様総括的に大蔵省に移管されたのであるが、その後、東京都の白金海軍葬儀場は明治学院へ、北海道の函館海軍葬儀場は日蓮宗浄風会へ、それぞれ有償で払下げられ、神奈川県馬門山海軍葬儀場は横須賀市へ、長崎県の佐世保鎮守府埋葬地は佐世保市へ、京都府の舞鶴海軍墓地は舞鶴市へそれぞれ無償で譲渡された。

海軍葬儀場七ヶ所のうち、五ヶ所は有償無償で学校団体地方自治体へ譲渡されたが、景観は白金海軍葬儀場が納骨堂形式に変更されたほかは、そのまま維持されている。

## 五 無償貸付の例

軍用墓地の多くは、大蔵省財務局管理の国有財産であるから、無償貸付といえども、協定や契約書が必要となる。その実例を、陸軍墓地は大阪市真田山、海軍葬儀場は横須賀市馬門山で示す。

【史料6】指令第二三号

大阪市長中井光治

左記条件を付し雑種財産の貸付をする

昭和二十一年九月 日

大阪財務局 印

記

一、貸付物件

1 場所

大阪市天王寺区幸桐山町

2 名称

旧真田山陸軍墓地

3 物件

土地面積 五、二五二坪

建物面積

四九坪（木造平屋建）

二、貸付目的

墓地

三、貸付期間

自昭和二十一年八月一日

至昭和二十三年七月三十一日

四、貸付料

無償

五、付帯条件

1 貸付期間中と維も国に於て必要を生じたる際は何時にても本貸付を解除するものである

2 借受人は総て使用物件の維持保全に注意すると共に使用目的に従ひ速に使用、第三者に転貸することは出来ない

3 本目的に定められたる限度を超えて目的物の原形を変更せんとする時は事前に当局の承認を受けたる後実施するものである

4 借受人は墓地の維持保全等に要する一切の経費を負担するものである

5 借受人は墓地としての尊厳を維持し管理上遺憾のなき如く措置すると共に一般用墓地として使用する事は出来ない

6 本指令の交付を受けたる日より二週間以内に本指令の請書を提出するものとする

【史料5】蔵国第七二六号をうけて、直後の九月に大蔵省大阪財務

局が発した指令である。付帯条件5に「一般用墓地として使用する事は出来ない」とあり、蔵国第七二六号本文第五条の規定と異なるが、理由は不明である。この条件により、真田山陸軍墓地は、旧陸軍墓地としてのみ戦後を生きていくことになる。

【史料6】指令第二三号をうけて、同年一月三日大阪市長から大阪財務局長にあてて請書が出され（引用を略す）、「国有財産貸付契約書」（同）が結ばれた。この契約書は、期間満了次第順次継続的に契約され、現在に至っている。

広さ五二五二坪は、近畿財務局財産調査課の実測調査により、一九六二年五月一日五一一三三。九五坪と一一八・〇五坪減少であることが確認された（「近畿財務局決裁文書」）。

もう一つは、海軍葬儀場移管に関する横須賀市の公文書である。

【史料7】別紙第二 旧横須賀海軍墓地移管に関する協定覚書

大蔵省国有財産

名称

数量

所在地

旧海軍墓地（馬門山海軍葬儀場）

横須賀市大津

内 土地

七、四〇〇坪〇二

建物

一棟（番舎木造平屋建一五坪）

訳 工作物

一個

樹木

三、二五九本

右元海軍省所管国有財産旧海軍墓地の移管に関し協定すること左

の如し。

一、横須賀市は本墓地を現状の儘無償貸付を受け横須賀市の墓地として永久に管理する。

二、本墓地は遺族の希望に依る海陸軍死歿者、市の公務殉職者及功労者の墓地として使用する。

尚余積があつて他に利用し得るときは適宜公共の用途に充てることは差支えないが其の際墓地の尊厳を侵さない様留意する。

墓地内の農耕は一切許可しない。

三、維持管理は横須賀市に於て鄭重に行い経費は同市の負担とする。

尚 現墓守【公開時抹消】（現俸給月額四、二二三円）は横須賀地方復員残務処理部の傭人として現在の番舎に居住せしめる 但残務処理部閉庁後は市の傭人とする。

四、祭祀は之を希望する民間の適当な団体に行わしめる、この場合経費は祭祀を行う団体の負担とする。

五、本墓地に埋葬してある元海軍軍人軍属の名簿及び墓碑略位図別冊の通横須賀市へ移管する

六、移管後と雖も引取人の見当らない旧海軍軍人軍属の戦死歿者の遺骨を埋葬することが出来る。

昭和二十四年

協定者

横須賀市長 太田三郎

横須賀地方残務処理部長 齊藤昇

馬門山墓地関係書類目録

一、馬門山墓地移管関係綴 一冊

一、馬門山海軍埋葬地墓籍 一冊

一、馬門山海軍埋葬地墓籍簿改正往復書類 一冊

一、馬門山墓地略図 一部

一、馬門山墓地埋葬者名簿 一冊

一、馬門山関係遺族住所簿 一冊

一、馬門山墓地関係綴 一冊 （終）

これは大蔵省ではなく、現実に維持管理していた第二復員局横須賀地方復員残務処理部長と横須賀市長が「無償貸付」を協定した覚書である。一九四九年とやや遅い年になっているが、その間は第二復員局で管理されていたものと推測する。前述の無償払い下げとは異なるが、この無償貸付の後無償払い下げとなったと思われるが、今後の調査としたい。

### むすびにかえて

本稿は、軍用墓地が敗戦という事態を受けてどのように変容を余儀なくされたのかを、法的措置とともに、地域の実態（大阪、宮城、熊本、愛媛、を予定していた）を含めて論じる予定で書き始めたが、法的措置の部分のみで枚数と時間の限界に達した。法的措置についてのみでも、その推移が明らかになった。貸付についても、付帯条件など法的措置との異同も確認できた。これらを一応の結論として、地域の実態は別稿を準備したい。

〔注〕

- (1) 厚生省援護局編『引き揚げと援護のあゆみ』六五頁、ぎょうせい、一九七八年四月。
- (2) 同右。
- (3) 同右七―三頁。
- (4) 同右七―七頁。
- (5) 大原一七三頁には「蔵国第七二号」とあるが、「蔵国第七二六号」が正しい。
- (6) 一覧表と筆者の全国踏査による一部は、「全国軍用墓地一覧」(拙著『国民軍の神話―兵士になるということ』二二六―二四二頁)を参照してほしい。ただし、数え間違いがあったので、二四一、二四二頁に書いた合計数は、本稿本文のように訂正する。
- (7) この公文書名称は、大原一七六頁に示された公文書名称と同じだが、両者の内容については、現在検討することが出来ない。大原氏の文章を次に引用しておく。

なお、陸軍墓地の移管と関連することだが、第一復員局は遺骨や遺髪の処置について、「陸軍墓地の維持管理移管並に遺骨の処理等に関する件」(昭和二十一年八月七日 一復第二百四〇号第一復員局文書課長通牒)という通牒を各復員連絡局総務部長、各地方世話部長宛に発している。
- (8) 横山篤夫「旧真田山陸軍墓地に建立された野田村遺族会の墓碑」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第八二集、一九九九年。のち同『戦時下の社会―大阪の一隅から』岩田書店、二〇〇一年三月、第三章第二節に収録)。
- (9) 前掲『引き揚げと援護のあゆみ』六五頁。

【付記】本稿は、二〇〇一年度佛敎大学特別研究助成「軍用墓地の研究」によって、史料調査・現地調査を行った結果成立している。付記して感謝の意をしたい。

また、横須賀市所蔵史料については坂井久能氏、近畿財務局所蔵

史料については横山篤夫氏の提供によるものである。それらの史料発掘がなければ、本稿は成立しない。厚くお礼を申し上げたい。

(はらだ けいいち 史学科)  
二〇〇一年十月十七日受理

